

議案第29号

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部
を改正する条例

(東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例の一部改正)

第1条 東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和31年
板橋区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、
着後手当、扶養親族移転料、死亡手当及び渡航手数料」を「その他の
交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航
雑費及び死亡手当」に改める。

別表第2区長の項中「東京都知事等の給料等に関する条例（昭和2
3年東京都条例第102号）中副知事相当額」を「国家公務員等の旅
費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）中内閣総理大臣等
相当額」に改め、同表副区長の項中「職員の旅費に関する条例（昭和
26年東京都条例第76号）中指定職の職務にある者相当額」を「国家
公務員等の旅費に関する法律施行令中指定職職員等相当額」に改め
る。

(東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正)

第2条 東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和31年板橋区条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、死亡手
当及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、渡航雑

費及び死亡手当」に改める。

(東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年板橋区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

(東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例（平成3年板橋区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に改める。

(東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部改正)

第5条 東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和31年板橋区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、死亡手当及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例第3条第2項及び別表第2の規定、第2条の規定による改正後の東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条第2項の規定、第3条の規定による改正後の東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例第7条第2項の規定、

第4条の規定による改正後の東京都板橋区監査委員の給与等に関する条例第3条第2項の規定及び第5条の規定による改正後の東京都板橋区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

区長、副区長、教育長、教育委員、選挙管理委員、農業委員及び監査委員並びに区議会議員の旅費及び費用弁償に関する規定を改める必要がある。